

## 大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業に関する基本協定書（案）

大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、埼玉県企業局（以下「甲」という。）と グループ（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

### 第1条（目的）

本基本協定は、本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、乙の設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲との間で締結する基本事項、大久保浄水場排水処理施設等の設計、建設、維持管理、運営及び以上に係る資金調達とこれらに付随し、関連する一切の事項に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙双方の義務について必要な事項を定めるものとする。

### 第2条（甲及び乙の義務）

- 1 甲及び乙は、甲と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。
- 2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続に係る審査委員会及び甲の要望事項を尊重する。

### 第3条（事業予定者の設立）

- 1 乙は、本基本協定締結後30日（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）以内に、商法（明治32年法律第48号）に定める株式会社として事業予定者を設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出する。
- 2 前項の場合、乙の構成員は、必ず事業予定者に出資するものとし、乙の構成員が保有する議決権の合計割合は、全体の50%を超えるものとする。また、乙の代表企業は、全ての出資者の中で最大の出資をしなければならない。

### 第4条（株式の譲渡等）

乙は、本事業が終了するときまで、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、その保有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分をしてはならない。

### 第5条（業務の委託、請負）

- 1 事業予定者は、建設に係る業務を に、設計に係る業務を に、維持管理に係る

- 業務を に、運営に係る業務を にそれぞれ委任し又は請け負わせるものとする。
- 2 乙は、本基本協定締結後 40 日（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）以内に、前項に定める設計、建設、維持管理及び運営の各業務を委任する者又は請け負わせる者と事業予定者との間で、かかる各業務に関する業務委託契約、請負契約又はこれに代わる覚書等を締結させるものとし、締結後速やかに、その契約書の写し等各業務を委任し又は請け負わせたことを証する書面を甲に提出する。
  - 3 第 1 項により事業予定者から設計、建設、維持管理、又は運営に係る業務の委任を受け、又は請け負った者は、委任を受け又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。

#### 第 6 条（事業契約）

- 1 甲及び乙は、事業契約を、本基本協定締結後 40 日（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）以内に、甲と事業予定者間で締結させるものとする。ただし、事業契約の締結がなされる前に乙の構成員に以下の各号の事由が生じたときは、事業契約を締結しない。
  - 一 事業契約に関し、乙の構成員が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定に違反し、又は乙の構成員が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙の構成員に対し、同法第 48 条の 2 第 1 項又は第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - 二 事業契約に関し、乙の構成員の役員若しくは使用人について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 89 条第 1 項に規定する刑が確定したとき。
- 2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。
- 3 乙は、甲と事業予定者との事業契約の締結と同時に、別紙 1 の様式による出資者保証書を作成して甲に提出するものとし、また、乙以外の事業者の株式の保有者全員から別紙 2 の様式による誓約書を徴求して、甲に提出するものとする。
- 4 甲は、乙の責めに帰すべき事由により事業予定者が事業契約を締結しない場合には、乙に対し、本事業に係る落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を請求することができる。

#### 第 7 条（準備行為）

- 1 事業契約締結前であっても、乙は本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。
- 2 前項の協力の結果は、事業契約締結後、事業予定者が速やかに引き継ぐものとする。

る。

#### 第 8 条（事業契約の不調）

事業契約について、事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合には、すでに甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第 6 条第 4 項及び第 9 条に規定する金額の請求を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

#### 第 9 条（違約金）

事業契約締結後に、乙の構成員に第 6 条第 1 項ただし書の各号の事由が生じたときには、乙の当該構成員が連帯して、甲の請求に基づき、落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

以上を証するため、本基本協定書を 2 通作成し、甲及び乙の構成員がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

発注者  
埼玉県公営企業管理者

グループ

社（代表企業）  
代表者

社  
代表者

社  
代表者

社  
代表者



## 別紙 1 (第 6 条関係)

### 出資者保証書の様式

平成 年 月 日

埼玉県公営企業管理者  
殿

### 出 資 者 保 証 書

埼玉県企業局及び[ 株式会社] (以下「事業者」という。)間で平成 年 月 日付で締結された大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業 (以下「本事業」という。)事業契約 (以下「事業契約」という。)に関して、落札者である グループ (以下「落札者」という。)の構成員たる 社、 社、 社及び 社 (以下「当社ら」と総称する。)は、本日付けをもって、埼玉県企業局に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証致します。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、事業契約において定義された意味を有します。

#### 記

- 1 事業者が、平成 年 月 日に、商法 (明治 32 年 3 月 9 日法律第 48 号) 上の株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在有効に存在すること。
- 2 本日現在、事業者の発行済株式総数は、 株であり、そのうち 株を、落札者の構成員が保有し、その内訳は、 株は 社、 株は 社、 株は 社、 株は 社であること。落札者の構成員ではない者が保有する事業者の株式数は、 株であり、その内訳は、 株は 社、 株は 社であること。
- 3 事業者が本事業の実施に係る資金調達を目的として、当社らが保有する事業者の株式を、金融機関に対して譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には、事前にその旨を埼玉県企業局に対して書面により通知し、その承諾を得た上で行うこと。この場合には、担保権設定契約書等当該処分に係る契約書及び当該融資契約書の写しを、その

締結後速やかに、埼玉県企業局に対して提出すること。

- 4 前項に規定する場合を除き、当社は、本事業が終了するときまで、事業者の株式を保有するものとし、埼玉県企業局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。
- 5 出資者は、事業者を、事業契約で別に定める場合を除き、運営期間の最終日から365日を経過する日又は契約期間中に発生したすべての発生土の有効利用が完了する日のいずれか遅い日まで解散しないこと。ただし、埼玉県企業局が事前に承諾した場合、又は埼玉県企業局が承諾した第三者が、事業者が同63条第1項に基づき負う責任及び事業契約の契約期間中に発生したすべての発生土を有効利用する責任を引き受けた場合については、この限りではない。

以 上

社  
代表者

社  
代表者

社  
代表者

社  
代表者

## 別紙 2 (第 6 条関係)

### 誓約書の様式

平成 年 月 日

埼玉県公営企業管理者  
殿

### 誓 約 書

当社は、本日現在、[ 株式会社 ] の株式 株を、保有しています。当社は、保有する [ 株式会社 ] の株式を譲渡する場合には、事前に埼玉県企業局に対して通知し、譲受人から本誓約書と同内容の誓約書を徴求して、埼玉県企業局に提出します。

住所  
氏名 社  
代表者